

令和4年

6月号

June

# 広報 まつの



鮎の放流（虹の森公園河川敷）



令和4年第2回松野町議会臨時会が4月27日に開催され、提出議案等5件が審議されました。主な内容は、次のとおりです。

## 議案

- 専決処分の承認について(松野町税条例等の一部を改正する条例)
  - 専決処分の承認について(松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
  - 動産の買入れについて
  - 財産の取得について(旧伊予銀行松丸支店の取得)
  - 財産の取得について(旧伊予銀行社宅の取得)
- ▼いずれも原案どおり可決されました。

## 南予森林アカデミーが開講しました!!

令和4年4月12日(火)、宇和島市・松野町・鬼北町・南予森林組合等で設立した一般社団法人南予森林管理推進センターが運営する「南予森林アカデミー」が開講しました。

南予森林アカデミーの研修内容は、森林林業の基本的な知識の習得、林業事業体で実践的な現場実習での基礎技術の習得、現場で必要とされる資格の取得まで1年間の研修を通じ、即戦力となる人材を育成する総合的なカリキュラムとなっています。

今年度の研修生は4名在籍しており、研修終了後は、南予管内(宇和島市、松野町、鬼北町)の林業の中核的担い手として活躍することが期待されます。

### 南予森林アカデミーについてのお問い合わせ先

一般社団法人南予森林管理推進センター  
北宇和郡鬼北町大字奈良4073番地7 ☎0895-49-5083



新庁舎建設だより

新庁舎・防災拠点施設建設工事進ちょく状況

2月中旬より新庁舎及び防災拠点施設の来庁者駐車場整備のために進めておりました旧庁舎の解体工事が4月下旬に完了しました。

5月からは、旧庁舎跡地において、来庁者駐車場や駐輪場のほか、付属棟の整備工事を進めて参ります。

事業全体スケジュール（令和2年10月～令和4年7月）

工事工程 区分	R2年		R3年				R4年		
	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	
地盤改良・基礎工事	→								
1階躯体工事（RC造）			→						
2階躯体工事（木造）				→					
屋根・内装設備工事	※工事進ちょく率：90% (R4.4月末現在)					→			
移転・供用開始						→			
旧庁舎解体・外構工事						→			

工事状況（旧庁舎解体・外構整備工事：令和4年4月末現在）



① 旧庁舎解体前



② 旧庁舎解体後

外構工事完成イメージ図





## 令和4年度滑床山開き

4月27日(水)、滑床溪谷森の国発祥の碑前で「滑床山開き」の神事・式典が執り行われました。当日は、時折小雨が降る空模様でしたが、新緑が輝く森林の中関係者84人が出席し、入山者の安全と新型コロナウイルスの終息を祈願しました。

神事では、滑床等でキャニオニングや宿泊・体験活動を行っている団体が、安全に活動を行えるようお祓いを受け、関係者らが玉串を捧げたほか、森の国緑の少年隊(松野西・東小学校児童)によるアマゴの稚魚の放流も行われました。

式典終了後は、四万十川森林ふれあい推進センターによる、森の国緑の少年隊を対象とした森林教室が開催され、「この森にあそび この森に学びて あめつちの心に近づかむ」を体感しました。



アマゴの放流



神事の様子

## まつのジビエ直売所 オープン

5月1日(日)、森の息吹施設内に「ひと手間かけて本格的なジビエ料理をご家庭で」をコンセプトに、家庭用鹿肉商品直売所(まつのジビエ直売所)がオープンしました。

商品は、まつのジビエ自慢の鹿ロース・鹿モモ・鹿モモスライスを始め、森の息吹の取引先のシェフとコラボしたプロフェッショナル加工品等、簡単にジビエ料理が楽しめるものとなっています。

捕獲から処理・加工まで、すべてにこだわりを持った「まつのジビエ」を、松野町の特産品として是非ご利用ください。



## 森の国まきステーションから町内自主防災会へ森の国トーチ贈呈

4月20日(水)、森の国まきステーションから町内自主防災会へ森の国トーチの贈呈が行われました。森の国トーチは、間伐材等を薪に加工する際に発生する端材に切り込みを入れ、着火剤等を用いて火を燃やす「たき火」です。アウトドアで活用される事が多いものですが、災害時にガスや電気が使えない時の熱源としても活用することができます。

今年で、阪神淡路大震災から27年、東日本大震災から11年、西日本豪雨災害から4年が経ち、近年、大規模災害も相次いでいることから、防災減災対策・訓練等で使用してもらうために、町内10地区の自主防災会に2個ずつ贈呈されたものです。

森の国まきステーションでは、薪ストーブや薪ボイラー等に使用する「薪」を加工・販売することで、松野町の豊かな森林資源を活用した木質バイオマスを推進しています。端材も活用する取り組みを行うことで、更なる木質バイオマスを目指していきます。



## Welcome to Matsuno ! ALT (外国語指導助手) クロエ先生



### プロフィール

名前	クロエ ホルム
出身国	アメリカ
好きな食べ物	餃子
趣味	テニス・歌
興味のあること	ハイキング・和太鼓

### Message

はじめまして！アメリカから来ました。松野町はとてもきれいな町だと思います。

松野町で温泉に入ったり、たくさん日本の食べ物を食べたりすることが楽しみです。

どうぞよろしくお願いいたします。





愛媛FC 1市町1選手応援事業

# 横谷家の子育て日記



松野町の皆さま、こんにちは！

今月号のテーマは、横谷繁選手ご家族の「子どもたちとの遊び場所」です！

**6月の愛媛FC  
ホームゲーム情報**  
(ニンジニアスタジアムで開催)

**6/18(土) 18:00**  
キックオフ  
**松本山雅FC**

**6/25(土) 19:00**  
キックオフ  
**鹿兒島ユナイテッドFC**

**6月の愛媛FC  
レディース  
ホームゲーム情報**  
(愛媛県総合運動公園球技場)

**6/12(日) 13:00**  
キックオフ  
**朝日インテック・ラブリック名古屋**



子どもたちと遊びに行く場所は、季節によって変わります。これから迎える夏の暑い時期は、特に海や川などにいきます。伊予市の双海や、松山市の北条や梅津寺、堀江などの海で貝殻集めや、砂遊び、海辺の生き物を捕まえたりしています。愛媛FCの練習場がある梅津寺には、生き物が多いのでよく行きます。また東温市の滑川溪谷などの川にも遊びに行きます。いつか松野町の滑床溪谷にも行ってみたいなと思っています。

子どもたちには、公園や家で遊ぶ楽しさとはまた違って、自然に触れ合うことで得る知識や発見など楽しみながら学んでいってほしいなと思っ

ています。

去年のちょうど今の時期くらいに、松野町の応援選手である前野貴徳選手のお父様からカブトムシをもらって、1年かけて自宅で育てています。現在は、たまごから幼虫まで成長しています。もうすぐサナギになり、夏を迎えると成虫になっていく過程を子どもたちと一緒に育てながら楽しみにしています。



## 松野町と一般社団法人日本自動車連盟（JAF）との観光協定を締結しました

4月25日（月）、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）と「観光協定」を締結しました。

この協定により、まだまだ知られていない観光資源を、より多くのチャンネルでの観光情報発信が可能となり、このことにより松野町とJAFが相互に発展するとともに、より多くの皆様が松野町での「いやし」や「きずな」を体感し、その効果により健やかに日々の生活を送ることが出来る一助となることを目指します。

### 【協定の協力事項】

- 1 地域の観光振興に関すること
- 2 観光振興以外の地域振興に関すること
- 3 JAFの観光情報登録システム利用に関すること
- 4 その他相互で協議して決定したこと



継続的な実施と拡充  
相互の連携強化

**松野町**  
○自然景観や歴史資源などの紹介  
○隠れた地元特産品の紹介  
**現地での体験ツアー等の実施**

ライフスタイルの  
活性化

**JAF**  
○魅力ある観光情報の発信  
○地域イベントの開催  
**ドライブ旅行の促進**

会員サービスの向上

**2,000万人以上の  
JAF会員**  
○新たな観光地の発見  
○情報の共有・拡散

## 「芝不器男の俳句及び直筆短冊」 森の国まつりの遺産第1号に認定！

4月11日(月)、「芝不器男の俳句及び直筆短冊」が森の国まつりの遺産の第1号認定を受けました。森の国まつりの遺産制度は、指定等文化財以外の文化財を保存、活用していくための新たな制度であり、昨年8月から運用を開始、今年2月に本件の推薦書を受理し、町の文化財専門委員会、教育委員会での審議を経て正式に初の認定となりました。

推薦者は町内の俳句団体、葛句会の谷清会長。谷会長は推薦書の中で、不器男は早世であったため俳句の数こそ少ないものの、①ふるさとを題材とした作品が多く望郷の俳人と呼ばれていること、②万葉調の取り入れが多いこと、③時間の表現が洗練されていること、④「や」「かな」「けり」などの切れ字を多く使うこと等に特徴があると指摘しています。また、俳句そのものとともに、不器男記念館で展示中の直筆短冊8点は、不器男自身が筆をとった資料として大変貴重なものだと付け加えています。

4月21日(木)、教育委員会から谷会長に認定書の交付を行いました。今後この認定書は直筆短冊を展示する不器男記念館へ掲示する予定です。また今年度からは、元地域おこし協力隊員で、現在、不器男記念館プロデューサーに就任している川嶋健佑さんが毎週木曜日には館に常駐し、専門的な立場からの展示解説や不器男の日記など館蔵資料の調査・研究を実施しており、今後講座の開催等も予定しています。皆さんも、今回の認定を機に記念館にも足を運んでいただき、不器男のもつ独特の世界観に触れてみてはいかがでしょうか。



## 「木造地蔵菩薩立像」が町指定文化財になりました！

4月11日(月)、町内大字目黒に所在する建徳寺の本尊として安置されており、地元では水引地蔵と<sup>もくぞうじぞうぼさつりゅうぞう</sup>呼ばれている「木造地蔵菩薩立像」が町の指定文化財となりました。

今回この仏像が指定を受けた理由としては、まず造立された年代が平安時代後期という町内でも最古級の年代に相当することが挙げられます。これは身体や衣服を彫り出す表現手法をはじめ、<sup>いちぼくわりはぎづくり</sup>「一木割刳造」という像を前後に割り、中をくり抜く特殊な技法が用いられている点から裏付けることができます。

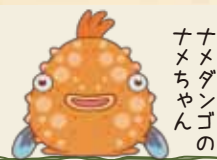
もう一つの理由は、この仏像が近年(約70年前)<sup>あまご</sup>まで雨乞いのための法要の本尊として礼拝され、民俗的な信仰の対象としても実際に使われていたことです。有事の際には、未婚の青年が仏像を厨子ごと背負い傘をさしかけ、上目黒のクロスケブチに運んで雨乞いの<sup>きとう</sup>祈禱が行われていました。

以上のような資料の持つ独自の価値を認め、「木造地蔵菩薩立像」は記念すべき50件目の町指定文化財となりました。普段は寺で保管され、秘仏として一般公開されていませんが、通常50年に一度の御開帳行事が続けられています。めったに直面する機会はないものの、「松野らしさ」を語る貴重な財産として、今後も永く保存・伝承に努めていく必要があります。





# 松野とれたて情報!



ゴールデンウィーク最終日の5月8日(日)、松丸駅周辺で「松丸市」が開催されました。  
 「松丸市」は、松野町の事業者と地域おこし協力隊が企画している青空市で、町内外の飲食出店者、モノづくり作家を集めて松野町の賑わいを取り戻したいという思いで、去年の11月に始まりました。  
 2回目となる今回は、飲食やモノづくりだけでなく、「復元写真展」を開催しました。  
 白黒写真にAI技術で色を灯し、遠い昔の記憶を蘇らせました。訪れた人々は懐かしい写真に足を止め、「当時はこうだった」と思い出話に花を咲かせていました。



地域おこし協力隊  
松本隊員

朝からたくさんの方にご来場いただき、賑やかで楽しかったです!  
 コロナの影響でなかなか見ることができなかった「お祭り!」という雰囲気が高かったです!写真展も大好評で嬉しかったです!  
 今後もこういった企画を続けていきます!



▲復元写真展



▲松丸市の様子



今回は、富岡地区のお大師様春祭りを紹介します。  
 富岡地区では弘法大師の命日に合わせて、春と夏の年に2回、地区の家内安全と五穀豊穡を願ってお祭りを行っています。以前は、ミニ88力所を鐘や太鼓を鳴らして廻ったり、縁日も行っていました。現在、縁日等は中止されていますが、富岡地区の住民の方にとって大切な祭り行事となっています。



## スマクちかぷど



No. 15





人権の広場

あいつの気もちを考えて 小学二年

わたしは、じゅぎょうのはじめやおわりの気をつけのせいや、べんきょう中のしせいをAくんからちゅういされることがよくありました。そのとき、わたしは、心の中では、「自分もできていないのに。」と黙っていました。口では、「べつにいいでしょ。」

と言いかえしていました。するとAくんは、「いや、だめだよ。」

と言って、たびたび口げんかになってしまいました。ほかにも、ブランコのとり合いをしたこともあります。そんなときわたしは、どうしたらなかなかにできるのかなと思っていました。

この前、わたしが赤えんぴつをわすれたことがありました。どうしようかなと思っていると、となりのせきのAくんが、「これ、つかう？」

と言って、かしてくれました。とてもうれしかったです。しばらくしたある日、Aくんが書写えんぴつをわすれていました。そこでわたしは、Aくんがかしてくれたときのうれしい気もちを思い出して、「これ、つかう？」

と言って書写えんぴつをわたししました。すると、Aくんは、とてもうれしそうでした。そのとき、Aくんと前よりもなかなかなれた気がしました。そして、あいつの気もちを考えることが大切なんだと思いました。

Aくんとは、まだ口げんかをするところがたまにあるので、これから、あいつの気もちを考えて、いつしよにいつぱいあそんで、もっともつとなかなかなりたいです。



写真は本文と関係ありません

まちの投句箱

葛句会 4月例会句会

於 吉野生公民館

石手川土手の桜が人を呼ぶ

赤松 午子

肩ならべ出口一つの花の駅

伊井はじめ

お茶席のほのかに香る桜餅

伊藤 富子

厨の戸をすかし待ちたる初音かな

稲谷キミコ

ウクライナ罪なき人の春遠し

岩崎 淳美

チャイム鳴る木造校舎花の中

上田美智子

沈丁の香を繋ぎゆく隣家かな

金谷 重子

近寄れば蛇の翅音の桜かな

川嶋ぱんだ

昼灯す木造庁舎花の雨

谷 きよし

前線は北へ北へと桜咲く

ひのたいら

旧庁舎解体の音や花ぐもり

三好カンナ

俳句ポスト投句作品優秀句

4月投函分

今月の俳句ポスト入選該当句はありませんでした。

選者 葛句会会長 谷きよし

町の人口

令和4年4月30日現在  
※外国人を含みます

世帯数 2,010世帯(+18世帯)

総人口 3,738人(+12人)

男1,764人 女1,974人

(4月中の異動)

○出生 2人 ○死亡 10人  
○転入 53人 ○転出 33人

農業委員会だより (6月号)

農地の所有権の取得について

農地を耕作目的で取得する場合には、農地法第3条の規定により農業委員会の許可を得なければなりません。これは農地法の趣旨に則って、投機目的等の農地の権利移動を規制し、農地の保全と農地利用の効率化によって農業振興を図るためです。そのため、許可を得ていない売買は効力が生じないとされており、対価を支払ったとしても所有権の移転が出来ない場合もあるため、契約を締結する際には注意が必要です。

許可を得るためには、農地法第3条第2項に定められた7つの不許可要件全てに該当しないことが必要であり、世帯員等に農業に常時従事する人がいない場合や、農地の取得後において耕作権を有する全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合等は許可を得ることができません。

また、ある程度の経営面積がないと生産性の確保が難しく、安定した農業経営が継続しにくいことが想定されるため、農地の所有権等を取得した後の経営面積が、下限面積を超えない場合は許可を得ることができません。現在の松野町では、その下限面積を町内全域30アール(3反)に設定しております。

詳細については農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局  
0895・42・1114

各種無料相談所の開設について

1 心配ごと法律相談

【日時】 6月10日(金)10時～12時  
【場所】 松野町社会福祉協議会  
【内容】 心配ごと法律相談  
【相談員】 弁護士

※事前に電話予約が必要です。

2 行政相談

【日時】 6月10日(金)10時～12時  
【場所】 役場1階  
【内容】 行政に関する苦情や要望  
【相談員】 山崎 ルリ子(行政相談委員)

3 人権相談

【日時】 6月10日(金)10時～12時  
【場所】 役場1階  
【内容】 人権相談  
【相談員】 人権擁護委員

6月30日が納期限の税目等

町民民税

第1期

納付書により現金で納付をしていただく方は、6月中旬に納付書を送付します。

紛失された場合等は、役場町民課賦課徴収係へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

町民課 賦課徴収係  
0895・42・1112

令和4年度土砂災害防止に関する

作品(絵画・作文)募集

6月は「土砂災害防止月間」です。土砂災害防止に関する理解と関心を深めていただくため、小

中学生を対象にポスター及び作文を募集しています。詳しくは県ホームページをご覧ください。

【募集期間】 令和4年6月1日(水)～9月15日(木)

【募集対象】

県内の小学校・中学校に在学する児童・生徒

【問い合わせ先】

県砂防課 089・912・2437



不妊専門相談のご案内

不妊の悩みを、医師や看護師、助産師が相談に応じます。電話のほか、メールや面接でも相談可能です。詳しくは県ホームページをご覧ください。

【日時】

愛媛大学医学部附属病院・毎週水曜日

13時30分～16時30分(祝日・年末年始を除く)

(一社) 愛媛助産師会・毎週土曜日

13時～17時(年末年始・お盆休みを除く)

【相談ダイヤル】

愛媛大学医学部附属病院

080・7028・9836

(一社) 愛媛助産師会

080・4359・8187



ひきこもり相談のご案内

宇和島保健所では、保健師による「ひきこもり相談」を行っています。

自宅に長期間ひきこもり、学業や仕事に就かず、家族以外の人と親密な対人関係がもてない状態が続いてお困りのご本人やご家族の皆様、一人で悩まないで相談ください。

【日時】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

【対象者】 原則としてひきこもりの本人が18歳



以上である場合の本人及び家族

**【相談方法】**

電話相談（随時）もしくは来所相談（予約制）

**【費用】** 無料

**【申込・問い合わせ先】**

宇和島保健所健康増進課

☎0895・22・5211

※松野町保健福祉課も、ひきこもりに関する相談を行っております。

電話や来所、保健師の訪問等で相談できます。

松野町保健福祉課の保健師と相談を希望される場合は（☎0895・42・0708）までお問合せください。

☎0895・22・5211

☎0895・42・0708

**難病医療相談のご案内**

難病の患者に対する医療費等に関する法律が施行され、令和3年11月から対象疾患が388疾病に拡大されました。

宇和島保健所では、難病の方の療養生活等に関する相談を行っています。お気軽にご相談ください。

**【日 時】** 毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）13時30分～16時（1人1時間程度）

**【場 所】** 宇和島市天神町7-1

**【場 所】** 宇和島保健所2階 カウンセリング室

**【担当者】** 保健師（必要に応じ栄養士・歯科医師等が対応します）

**【方 法】** 来所による面接（予約制）

※事前に電話ください。

**【申込先】** 宇和島保健所

健康増進課 難病・母子健係

☎0895・22・5211

**里親になりませんか？**

里親とは、さまざまな事情により家族と離れて暮らす子どもを自分の家庭に迎え入れ、養育してくださる方のことです。

あたたかい家庭を必要としている子どもたちを愛情と真心をもって迎え入れてくださる里親さんを募集しています。

里親になるためには、研修の受講や里親登録等が必要ですが、特別な資格は不要で、実子の有無も問いません。

詳細につきましては、南予子ども・女性支援センター（児童相談所）にお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

〒79810060

宇和島市丸之内3丁目1-19

南予子ども・女性支援センター

☎0895・22・1245

**令和4年度愛媛県不正大麻・けし撲滅運動の実施について**

大麻やけしによる事件の発生は、依然として後を絶ちません。県では、4月1日から6月30日までの3か月間を「不正大麻・けし撲滅運動」の実施期間と定め、不正栽培や自生している大麻・けしを全面的に撲滅し、大麻・けしに関する知識の普及を図っています。

不正な大麻・けしを発見した場合には、宇和島保健所または最寄りの警察署などへご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

宇和島保健所企画課

☎0895・22・5211

**令和4年度 町県民税 所得・公課証明書の発行可能日等について**

最新年度の証明書発行は次のとおりです。

対象者	発行可能日
給与から町県民税（住民税）が天引きされている方	令4.5.9（月）～
町県民税（住民税）を自身で納付する、または年金から天引きされている方	令4.6.15（水）～

※令和3年度以前の証明については、随時発行出来ます。

※給与天引き及び年金天引きの両方がある場合は、年金から天引きされている方に分類されます。

**【問い合わせ先】** 町民課 賦課徴収係 ☎0895-42-1112

**皆さんの声を聞かせてください**

町政などに対するご意見・ご要望は、総務課までお寄せください。

**【提出・問い合わせ先】**

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343

松野町役場 総務課 ☎0895-42-1111 ✉m-soumu@town.matsuno.ehime.jp

暮らしに役立つ

## 医療・保健福祉情報コーナー

### マダニにご注意ください。

マダニの活動が活発な時期になり、例年春から秋にかけてマダニに咬まれて感染する「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」の発生が増加します。農作業などで野山、畑、草むらなどに入る場合は、十分注意しましょう。また、飼い犬等についているマダニにも注意が必要です。

吸血中のマダニに気づいたら、無理に引き抜いたりせず、医療機関を受診しましょう。

### マダニに咬まれないためには

- ・ 野外活動をする場合は、長袖や長ズボン、手袋、帽子、長靴等を着用し、なるべく肌の露出をしない。
- ・ 防虫スプレーを活用する。
- ・ 野外活動の帰宅後はマダニに咬まれていないか確認をする。



### 松野の恵み～6月・梅～

雨の季節の恵みは「梅」

梅に含まれるクエン酸は、疲労回復物質として、近年注目されています。梅雨が収穫期の梅を塩に漬けて作る梅干しは、夏バテ予防の食品としても利用価値があり、昔の知恵は理にかなっています。ですが、やはり塩分の摂りすぎは気を付ける必要があります。

食べるときは、1日1個までにしましょう。

松野町管理栄養士



### ○発熱外来診療（要連絡）

発熱等の風邪症状がある場合は、診療時間内にまずは電話等で連絡をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、抗原検査を実施しています。（※PCR検査は実施していません）

中央診療所での検査実施日は、毎週月・木曜日の10時から10時30分となります。

### ○新型コロナワクチン接種日（要予約）12歳以上の方が対象となります。

予約受付方法：中央診療所受付での申込み又は電話申し込み ☎0895-42-0707

予約受付時間：平日9：00～16：30 ※前日までにご予約願います。

受付・接種場所	接種日	接種時間
中央診療所	6月1日(水)、6月10日(金)、6月22日(水)、6月30日(木) 7月13日(水)、7月21日(木)	15：00～16：30

### ～中央診療所の外来診療時間～

受付時間 8：30～11：30 13：30～16：30

診療時間 9：00～12：00 14：00～17：15

○土・日・祝祭日・年末年始は休診です。

（開業医、休日当番医をご確認ください）



### ～出張診療所の外来診療日・時間～

目黒診療所 6月2日(木)・吉野診療所 6月9日(木)・谷口診療所 6月16日(木)

受付時間 13：30～14：30 診療時間 14：00～15：00



## 令和4年度後期高齢者歯科口腔健康診査について

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方を対象に、無料の歯科口腔健診を実施しています。お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。この機会にぜひ歯科口腔健康診査を受診してください。

### ★対象者

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方（被保険者とは主に75歳以上の方です。）

※ ただし、以下の方は対象外となります。

- 1 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方
- 2 障がい者支援施設、のぞみの園の設置する施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設へ入所・入居している方

### ★健診項目

- ①問診
- ②歯の状態（現在ある歯、入れ歯のかみ合せやかむ力の確認）
- ③口腔機能評価（口の中の健康診査）
  - ・舌の状態
  - ・えん下の状態（飲み込む力の確認）
  - ・口腔の状態（清掃状況やお口の乾燥状態等の確認）
  - ・歯肉の状態
- ④保健指導



### ★受診方法

愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話又は保健福祉課窓口で直接お申込みください。受診に必要なクーポン券等の書類を郵送します。（申込みから2週間程度かかります。）

送付書類に登録歯科医院一覧表を同封していますので、事前に電話等でご予約のうえ、受診してください。

### ★受診期間

令和4年6月1日(水)～令和5年2月28日(火)

### その他注意事項

- 無料で歯科口腔健診を受診できるのは、1年度内につき1回です。重複受診が判明した場合は、費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となります。

【問い合わせ先】 愛媛県後期高齢者医療広域連合 事業課保健事業係

☎ (089) 911-7739 FAX (089) 911-7735

✉ info@ehime-kouiki.jp

## 人権擁護委員の日

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの町の相談パートナーである人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動に取り組んでおります。

差別、嫌がらせ、暴行、虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方は、近くの人権擁護委員に御相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

なお、人権相談専用ダイヤルは、次のとおりです（外国語人権相談ダイヤルのみ午前9時から午後5時まで、それ以外の相談は、午前8時30分から午後5時15分まで）。

子どもの人権に関する相談は「子どもの人権110番」

☎ 0120-007-110

女性の人権に関する相談は「女性の人権ホットライン」

☎ 0570-070-810

日本語を自由に話すことができない外国人の方は「外国語人権相談ダイヤル」

☎ 0570-090-911

それ以外の人権に関する相談は「みんなの人権110番」

☎ 0570-003-110

詳しくは、松山地方法務局(☎089-932-0888)までお問い合わせください。

## 防災安全コーナー

## 民間ヘリコプターを活用した移送訓練

5月2日、宇和島市と(一財)国際災害対策支援機構が大規模かつ広域的な災害に備えて締結した包括連携協定に基づき、民間ヘリコプターを活用した訓練が宇和島管内で行われ、本町では松野中学校グラウンドが会場となりました。

今回の訓練はヘリによる物資輸送訓練と人員輸送訓練の実動訓練で、松野中学校生徒及び教職員、中央診療所職員、防災安全課職員が参加しました。選抜された松野中学校生徒と診療所職員が訓練飛行を体験したほか、DMAT(災害派遣医療チーム)スタッフとの質疑応答を行い、ヘリコプター内における医療活動等について意見交換を行いました。



DMAT との質疑応答



ヘリコプターに搭乗した生徒



## 【国民年金被保険者の方へ】

## 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の免除制度の活用について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合については、一定の要件に該当する方は、ご本人からの申請に基づき、[国民年金保険料の免除](#)が適用できる場合があります。

詳しくは、[日本年金機構ホームページ](#)をご確認下さい。

ご相談・お手続きについては、  
市区町村または年金事務所までお問い合わせ下さい。

宇和島年金事務所 ☎ 0895-22-5569 (予約相談も受け付けています。)

松野町町民課 ☎ 0895-42-1113 (町民課直通)



## 宇和島税務署からのお知らせ

事前予約制

### 消費税インボイス制度説明会

令和5年10月1日から、消費税インボイス制度が始まります！  
 インボイスを交付できるのは、登録を受けた「インボイス発行事業者」に限られます。  
**「制度について知りたい」という方は、説明会(無料)に是非ご参加ください。**  
 インボイス制度の概要を説明した後(説明会)、登録申請を希望される方の申請手続きをサポートいたします(相談会)。

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和4年 6月17日(金)	10:00~11:00 説明会	20名	宇和島税務署 2階大会議室 (宇和島市堀端町1-38)
	11:00~11:30 相談会		
令和4年 6月21日(火)	13:30~14:30 説明会	20名	
	14:30~15:00 相談会		
令和4年 6月21日(火)	10:00~11:00 説明会	30名	愛南町役場 3階大会議室 (南宇和郡愛南町城辺甲2420)
	11:00~11:30 相談会		

インボイス制度に関する最新の情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



説明会は**事前予約制**ですので参加される方は右のお問い合わせ先にお電話いただき、**事前の予約**をお願いします。

- ※1 感染症等まん延防止の観点から、定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。
- 2 感染症等の状況又はその他の事情により、延期若しくは中止となる場合があります。なお、延期等となる場合はご予約いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。

#### お問い合わせ先

〒798-0050  
 宇和島市堀端町1-38  
 宇和島税務署  
 個人課税第一部門  
 法人課税第一部門  
 電話0895-22-4511

電話によるお問い合わせ等は、自動音声案内により案内しておりますので、「2」を選択してください。

## 松野町では、地上デジタルテレビのデータ放送を活用した広報を行っています。



ご家庭のテレビのチャンネルをテレビ愛媛(8チャンネル)にあわせ、リモコンにある「dボタン」を押し、画面に表示される「市町の広報」を選択してください。

市町の広報では、災害時における緊急のお知らせや、新型コロナウイルス感染症に関する情報、町の催し(イベント、相談等)など様々な町の情報をご覧になることができます。

ぜひ、この「市町の広報」をご活用ください!

ご覧いただくための操作手順は以下のとおりです。

- 1 「8チャンネル(テレビ愛媛)」のボタンをプッシュ
- 2 「dボタン」(アルファベットの「d」が印字されたボタン)をプッシュ  
 ※dボタンの表記は「d」「データd」「dデータ」などメーカーによって異なります。
- 3 「市町の広報」を選択し、「決定ボタン」をプッシュ  
 ※番組によっては、メニューに「市町の広報」が表示されない場合があります。その場合は、「ニュース・天気」を選択して、決定ボタンをプッシュしてください。
- 4 「松野町」を選択し、決定ボタンをプッシュ  
 「矢印ボタン」(↑・↓)で見たい情報(タイトル)を選ぶと、画面下に文字情報が表示されます。



## 定住促進奨励措置制度について

奨励金等の交付を希望される方は、下記の表以外にも奨励措置を受けるための要件がございますので、ふるさと創生課（☎0895-42-1116）へ御相談ください。

申請期限を過ぎた場合は、奨励措置が受けられないことがありますので、ご注意ください。

なお、松野町定住促進条例による奨励措置は令和7年3月31日までです。

### 【定住住宅建築奨励金】

奨励金額	100万円
主な資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 松野町に定住（10年以上居住）すること。</li> <li>○ 松野町に定住するための住宅を新築又は新築住宅を購入し、住民基本台帳に記録された者。</li> <li>○ 申請者が、新築（購入）住宅を所有し、玄関、居住室、台所、便所、浴室等を有し、その住宅部分の面積が66平方メートル以上あること。</li> <li>○ 町税等の滞納がないこと。</li> </ul> <p>※令和4年度より年齢制限がなくなりました。</p>
事前協議時期	住宅新築工事請負契約締結日から1箇月以内又は新築住宅購入申込日以前の1箇月間

※住宅金融支援機構のフラット35の対象となります。

### 【結婚祝金】

結婚祝金の額	10万円
主な資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 松野町に定住（10年以上居住）すること。</li> <li>○ 結婚届出後3箇月以内に夫婦ともに町内に生活基盤を置き、住民基本台帳に記録すること。</li> <li>○ 町税等の滞納がないこと。</li> </ul>
申請時期	結婚の届出が受理され、夫婦ともに住民基本台帳に記録された日から3箇月以内

### 【出産祝金】

出産祝金の額	第1子・第2子 10万円、第3子 50万円、 第4子 70万円、第5子以上 100万円
主な資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 松野町に定住（10年以上居住）すること。</li> <li>○ 町内に生活基盤を置き、かつ、住民基本台帳に記録された者が、子を出産し出生の届出をしたこと。</li> <li>○ 町税等の滞納がないこと</li> </ul>
申請時期	出産し出生の届出をした日から3箇月以内

## 子育て親子の交流の場 ～つくしんぼ～

松野町子育て支援センターでは、町内在住で、保育園に入っていないお子さんと保護者の方などを対象に、地域の子育て家庭に対する育児のお手伝いを行っています。

保育士による子育て関連情報の提供や講習会の実施、親子の交流を図るため、ふれあいの場を設けています。

子育てに対する不安や悩みなどの相談や交流の場としてお気軽にご利用ください。

- ・ **対象者**：概ね生後4か月以降のお子さんと保護者の方が利用できます。  
保護者同伴での参加をお願いします。
  - ・ **開設日**：月曜日～金曜日（9：30～15：00）  
※ 火曜日・金曜日（9：30～11：30）は、講習会や季節の遊び等を実施しています。
  - ・ **場 所**：虹の森まつの保育園併設 松野町子育て支援センター
  - ・ **電 話**：0895-42-0204
  - ・ **参加費**：無料
- ♪講習等のない時間帯も、センターを自由解放していますので、お気軽にご参加ください。



## タクシー利用券の交付について (松野町高齢者外出支援事業)

本町では、高齢者の通院や買い物などの外出を支援するため、自動車運転免許証の交付を受けていないなどの一定要件を満たす高齢者に対してタクシー利用券を交付する事業を実施しています。

### 1 対象者

タクシー利用券の交付を受けることができる方は、町内に在住し、かつ、松野町の住民基本台帳に記録されている方で、次のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 自動車運転免許証を自主返納された65歳以上の者で、町税等の滞納がないもの
- (2) 自動車運転免許証の交付を受けていない65歳以上の者で、町税等の滞納がないもの
- (3) 自動車を所有(使用を含む。)していない65歳以上の者で、町税等の滞納がないもの

### 2 助成内容

1回のタクシー乗車につきタクシー料金の半額を超えない金額まで使用できるタクシー利用券(1枚100円)の交付を行います。利用券の交付枚数は、1月あたり20枚を上限とします。

### 3 助成の申請

タクシー利用券の交付を受けるためには申請が必要です。提出書類は次のとおりです。(申請書は、ふるさと創生課、保健福祉課、社会福祉協議会にあります。)

- (1) 松野町タクシー利用券交付申請書
- (2) 町税等納付状況調査同意書
- (3) 住民票謄本 ※申請書に記載されているとおり公用申請に同意する場合は、提出不要です。
- (4) 「自動車運転免許証を自主返納された方は、運転免許取消通知書又は運転経歴証明書(自動車運転免許証の自主返納された方は申請書にある宣誓書の記載は不要です。)

### 4 交付の流れ



### 5 問い合わせ先・申し込み先

〒798-2192 北宇和郡松野町松丸343番地 ふるさと創生課 ☎0895-42-1116

## 「愛媛県計量検定所からのお知らせ」

「特定計量器(はかり)」の定期検査を実施します。

取引又は証明に「はかり」を使用されている方は、2年に1度の定期検査が計量法により義務付けられています。合格シールのないはかりは、原則として使用できません。下記の会場で検査をおこないますので、必ず受検して下さい。

なお、ヘルスメーター、キッチンスケール等を家庭内で使用している場合は、検査の必要はありません。

月 日	時 間	検査場所
6月14日(火)	11:00 ~ 15:00	松野町コミュニティセンター

【問い合わせ先】 愛媛県計量検定所(☎089-947-4001)  
ふるさと創生課 (☎0895-42-1116)

※ なお、検査においては、手数料が必要となります。

# 令和3年度 松野町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

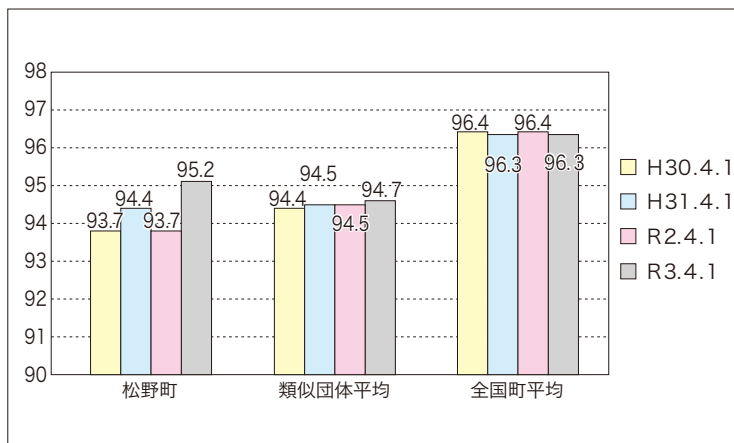
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
年度 2	3,814	4,013,067	66,158	674,003	16.8	18.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			計 B	1人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年度 2	72	220,588	25,790	94,088	340,466	4,729	5,308

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員は含みません。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 $(補正前のラスパイレス指数 \times (1 + 当該団体の地域手当支給率)) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率)$ により算出。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について 給料表の見直し（実施）

給料表の改定実施時期 平成27年4月1日

- ・一般行政職の給料表について、国・県の見直しを踏まえ、平均2.1%引き下げ（最大3.7%）。
- ・激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

### (5) 特記事項 なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松野町	41.3歳	300,400円	344,854円	331,765円
愛媛県	43.3歳	321,600円	415,813円	352,408円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	40.9歳	291,694円	336,586円	318,644円

### (2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		松野町	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	186,427円	189,643円	182,200円
	高校卒	153,564円	155,674円	150,600円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	244,900円	306,400円	354,500円
	高校卒	—	—	—



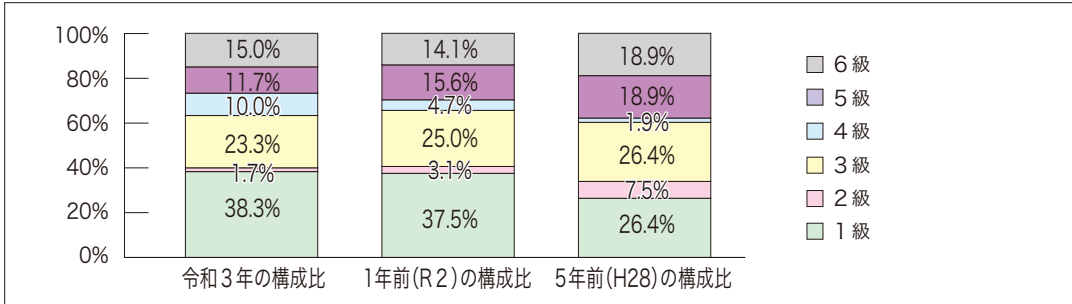
# 令和3年度 松野町の給与・定員管理等について

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	23人	38.3%	146,830円	248,838円
2級	主査	1人	1.7%	196,477円	305,721円
3級	係長	14人	23.3%	232,657円	351,750円
4級	上級専門員	6人	10.0%	265,521円	386,121円
5級	主幹・課長補佐	7人	11.7%	291,148円	394,965円
6級	課長・主幹	9人	15.0%	320,796円	412,251円

- (注) 1 松野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 平成26年に5級制から6級制に変更している。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松野町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,307千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,571千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率				
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

# 令和3年度 松野町の給与・定員管理等について

## (2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

松 野 町			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算		

## (3) 地域手当 該当ありません

## (4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)		7,200千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		3,600,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		2.2%	
手当の種類(手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
技能手当	医師	放射線取扱	月額 150,000円
研究手当	医師	病理生理学の研究事務	月額 150,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和2年度決算)	9,952千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	199千円
支給実績 (令和元年度決算)	14,904千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	236千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(支給対象とならない職員を除く)である。

## (6) その他の手当（令和2年度決算）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	・配偶者、父母等：6,500円 ・子：10,000円 ・扶養親族のうち特定期間にある子： 1人につき5,000円加算	同		7,645千円	159,270円
住居手当	・借家、間借居住者 家賃23,000円以下： 月額から12,000円を控除した額 家賃23,000円超： 月額から23,000円を控除した額の2分の1 (控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額	同		3,236千円	134,833円
通勤手当	・交通機関利用者で、片道2km以上 全額支給限度額：55,000円 2分の1加算限度額：20,000円 ・自動車等利用者／一般の場合 2～5km：2,000円 5～10km：4,200円 10～15km：7,100円 15～20km：10,000円 20～25km：12,900円 25～30km：15,800円 30～35km：18,700円 35～40km：21,600円 40～45km：24,400円 45～50km：26,200円 50～55km：28,000円 55～60km：29,800円 60km以上：31,600円	同		1,949千円	45,325円
管理職手当	・課長級：42,700円 ・課長補佐級：31,300円 ・診療所長：85,400円 ・診療所副所長：64,100円	異	組織が異なり比較できない	9,570千円	354,444円
管理職特別勤務手当	・課長級：8,000円 ・課長補佐級：6,000円 ・診療所長：8,000円 ・施設長：8,000円	異	組織が異なり比較できない	9千円	9,000円



# 令和3年度 松野町の給与・定員管理等について

## 5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分			支 給 額 等	(参考) 類似団体における最高/最低額
給 料	町 長		675,000 円/月	(770,000円/455,000円)
	副 町 長		535,500 円/月	(630,000円/440,000円)
報 酬	議 長		213,000 円/月	(360,000円/140,000円)
	副 議 長		178,000 円/月	(320,000円/115,000円)
	議 員		163,000 円/月	(300,000円/100,000円)
期末手当	町 長		(令和2年度支給割合)	3.35 月分
退職手当	町 長		(算定方式) 1ヵ月につき100分の46	(1期の手当額) 14,904,000円 (支給時期) 退職の翌月
	副 町 長		(算定方式) 1ヵ月につき100分の27	(1期の手当額) 6,940,080円 (支給時期) 退職の翌月

## 6 職員数の状況

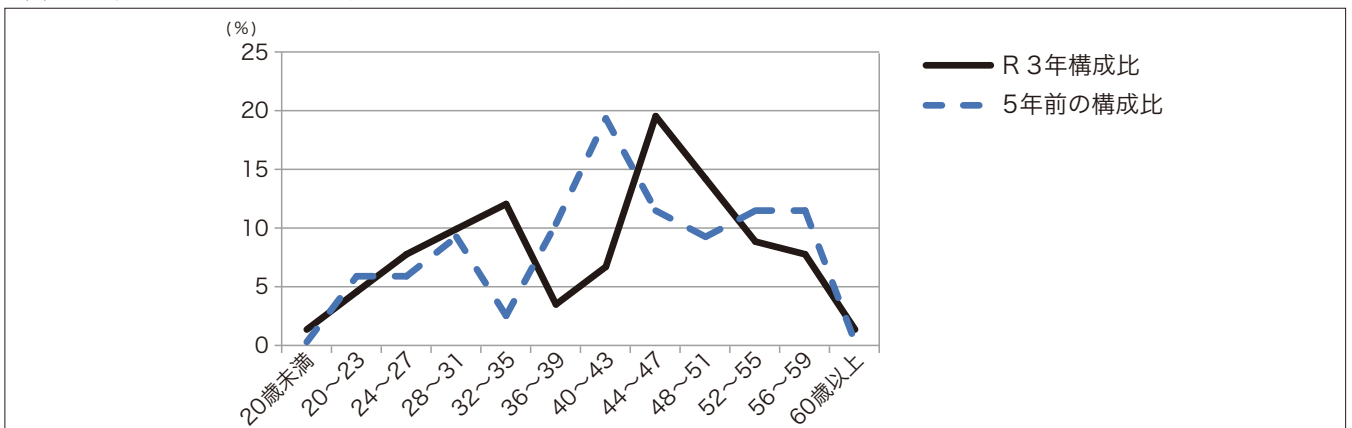
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和2年度	令和3年度			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	退職欠員不補充による減 退職欠員不補充による減 業務整理による人員配置調整
		議 長	20	20	0	
		議 員	2	2	0	
		総務	18	16	△ 2	
		税務	10	9	△ 1	
		民生	8	7	△ 1	
		衛生	2	2	0	
		農林	2	2	0	
		水産	3	3	0	
	計	64	60	△ 4	(参考) 人口1万人当たり職員数 157.32人 ※類似団体の人口1万人当たりの職員数 219.80人	
	教育部門	8	7	△ 1		
	小 計	72	67	△ 5	(参考) 人口1万人当たり職員数 175.67人 ※類似団体の人口1万人当たりの職員数 257.00人	
特別会計部門	病 院	11	13	2	業務量増加による人員配置調整及び専門職の採用のため	
	水 道	2	2	0		
	そ の 他	6	6	0		
	小 計	19	21	2		
合 計		91 [125]	88 [125]	△ 3		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 ( ) 内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	7人	9人	11人	3人	6人	18人	13人	8人	7人	1人	88人

### (3) 職員数の推移

部門別	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	過去5年の増減数/率	
一般行政		58	59	63	62	64	60	2	16.36%
教 育		7	8	9	8	8	7	0	14.29%
普通会計		65	67	72	70	72	67	2	16.13%
特別会計		19	18	18	19	19	21	2	△ 5.00%
総合計		84	85	90	89	91	88	4	10.98%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

# 6月の森の国行事予定表

発行／松野町役場

編集／総務課

〒798-2192  
0895・42・1111  
愛媛県北宇和郡松野町大字松丸543

URL: <http://www.town.matsuno.ehime.jp/>  
E-mail: [m-soumu@town.matsuno.ehime.jp](mailto:m-soumu@town.matsuno.ehime.jp)

日	曜日	予定	休日当番医
1	水	粗大ごみ回収 / 谷口集会所	
2	木		
3	金		
4	土	目黒蛍の畦道ライトアップ	
5	日		しませ医院 ☎27-1888 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 松澤循環器科内科 ☎25-5858
6	月		
7	火		
8	水	粗大ごみ回収 / 吉野生公民館	
9	木		
10	金		
11	土		
12	日	田休みの日	ますだクリニック ☎23-6611 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 笹岡内科 ☎24-3886
13	月		
14	火		
15	水		
16	木	健康診査・がん健診 / 保健センター	
17	金	健康診査・がん検診 / 森の国ふれあいセンター	
18	土		
19	日		鎌野病院 ☎24-6611 上田小児科 ☎25-0100 わたなべハートクリニック ☎25-1717
20	月		
21	火		
22	水	粗大ごみ回収 / 目黒基幹集落センター	
23	木		
24	金		
25	土		
26	日	軽トラ市	河野整形外科クリニック ☎22-1822 こおり小児科 ☎24-5633 沖内科クリニック ☎25-3335
27	月		
28	火		
29	水	粗大ごみ回収 / 上家地集会所	
30	木		

## ごみ収集日程表

### 可燃物

月	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
火	松丸・吉野・蕨生・奥野川
水	
木	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
金	松丸・吉野・蕨生・奥野川

※吉野葛川地区…毎週火曜日

### 不燃物 資源

月	松丸・吉野・蕨生・奥野川
火	
水	
木	
金	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒

※上家地…第1・第3金曜日  
※吉野葛川地区…第2・第4月曜日

### PETボトル びん・かん

月	
火	
水	町内全域
木	
金	

※上家地…第2・第4水曜日  
※吉野葛川地区…第1・第3水曜日

### 古紙

月	
火	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
水	
木	松丸・吉野・蕨生・奥野川
金	

※上家地…第2火曜日  
※吉野葛川地区…第1木曜日

**混ぜればゴミ！  
分ければ資源！  
ゴミの減量化に  
ご協力ください！**



※休日当番医は、変更になることがありますので、新聞や電話等で確認し、事前に症状を説明し受診しましょう。